

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第23号

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和62年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項中「区分」の後ろに「（職種欄の区分および学歴免許等欄の区分の定めがあるものにあつては，職種欄の区分および学歴免許等欄の区分）」を加える。

第20条中「区分」の後ろに「もしくは学歴免許等欄の区分」を加える。

別表第1（1）の表8級の項中第7号を第8号とし，第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

（2）危機管理監の職務

別表第2（1）の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給
一般事務		大学卒		1 級25号給
		短大卒		1 級15号給
		高校卒		1 級 5 号給
一般技術	土木技術	大学卒		1 級25号給
	電気技術	短大卒		1 級15号給
	機械技術	高校卒		1 級 5 号給
	化学技術	高校卒		1 級 5 号給
	建築技術	大学卒		1 級25号給
		短大卒		1 級15号給
		高校卒		1 級 5 号給
		1 級建築士免許 2 級建築基準適合判定資格者	大学卒	1 級29号給
			短大卒	1 級19号給
			高校卒	1 級 9 号給
		1 級建築基準適合判定資格者	大学卒	1 級33号給
			短大卒	1 級23号給
			高校卒	1 級13号給
福祉事務		社会福祉主事任用資格	大学卒	1 級25号給
		保育士資格	短大卒	1 級15号給
		幼稚園教諭免許	高校卒	1 級 5 号給
		介護福祉士資格	高校卒	1 級 5 号給
		食品衛生監視員任用資格	大学卒	1 級25号給
			短大卒	1 級15号給
		管理栄養士免許	大学卒	1 級29号給

		短大卒	1 級19号給
	理学療法士免許 作業療法士免許 言語聴覚士免許	大学卒	1 級29号給
		短大 3 卒	1 級25号給
	保健師免許	大学卒	1 級29号給
		短大 3 卒	1 級25号給
		短大 2 卒	1 級19号給
	社会福祉士資格 精神保健福祉士資格	大学卒	1 級29号給
		短大卒	1 級19号給
		高校卒	1 級 9 号給
	薬剤師免許	大学 6 卒	1 級41号給
		大学卒	1 級29号給
	獣医師免許	大学 6 卒	1 級41号給
	公認心理師資格	修士課程修了	1 級41号給
		大学卒	1 級29号給
消防吏員	大学卒		1 級31号給
	短大卒		1 級23号給
	高校卒		1 級13号給
保育士	短大卒		1 級15号給
薬剤師	大学 6 卒		1 級41号給
	大学卒		1 級29号給
獣医師	大学 6 卒		1 級41号給
栄養士	大学卒		1 級25号給
	短大卒		1 級15号給

理学療法士 言語聴覚士	大学卒	1 級25号給
	短大3卒	1 級21号給
保健師	大学卒	1 級29号給
看護師	短大3卒	1 級21号給

備 考

- 1 職種欄の「福祉事務」の区分の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時（社会福祉主事任用資格または食品衛生監視員任用資格を有する者にあつては市長が別に定める時、保健師免許を有する者で看護師免許を有するものにあつては看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 職種欄の「薬剤師」、「獣医師」、「栄養士」、「理学療法士」、「言語聴覚士」、「保健師」または「看護師」の区分の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第6（1）の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表在級期間表

職種	学歴免許等		職務の級
			2 級
一般事務 一般技術 消防吏員	大学卒		7
	短大卒		9. 5
	高校卒		1 2
福祉事務	社会福祉主事任用資格 保育士資格 幼稚園教諭免許 介護福祉士資格 社会福祉士資格 精神保健福祉士資格	大学卒	7
		短大卒	9. 5
		高校卒	1 2
	食品衛生監視員任用資格 管理栄養士免許	大学卒	7
		短大卒	9. 5
	理学療法士免許 作業療法士免許 言語聴覚士免許	大学卒	7
		短大 3 卒	8
	保健師免許	大学卒	6
		短大 3 卒	7
		短大 2 卒	8. 5
	薬剤師免許	大学 6 卒	6
		大学卒	
	獣医師免許	大学 6 卒	6
	公認心理師資格	修士課程修了	6
		大学卒	7
保育士			9. 5
薬剤師 獣医師 保健師			6
栄養士	大学卒		7
	短大卒		9. 5

理学療法士	大学卒	7
言語聴覚士	短大3卒	8
看護師		8

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定および次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 函館市文書編集保存規則（昭和62年函館市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「別表第1（1）の表8級の項第2号」の後ろに「および第3号」を加え、「および」を「ならびに」に改める。